

第 150 回

各 務 原 市 都 市 計 画 審 議 会

令和 5 年 1 月 6 日

目 次

(頁)

議第 1 号

各務原都市計画道路の変更について(各務原市決定)

1-1

議第 2 号

各務原都市計画公園の変更について(各務原市決定)

2-1

議第 1 号

各務原都市計画道路の変更について（各務原市決定）

令和 5 年 1 月 6 日提出
各務原市都市計画審議会
会長 福島 茂

4各都計第110号
令和4年11月16日

各務原市都市計画審議会
会長 福島 茂 様

各務原市長 浅野 健司

各務原都市計画道路の変更について（各務原市決定）

各務原都市計画道路を次のように変更したいので、都市計画法第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により諮問します。

各務原都市計画道路の変更（各務原市決定）

都市計画道路中 3・5・16 号新那加町線を次のように変更する。

種別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
	番 号	路線名	起 点	終 点	主な経過地	延 長	構造形式	車線の数	幅 員	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・5・16	新那加町線	各務原市那加本町	各務原市那加新那加町	各務原市那加本町及び新那加町	約 140m	地表式	2 車線	12m	幹線街路と平面交差 1 箇所	
	なお、各務原市新那加町地内に新那加駅前広場を設ける。										面積約 1,160 m ²

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由

新那加駅の交通結節点機能の向上を図るための駅前広場の整備計画に伴い、都市計画道路 3・5・16 新那加町線に新那加駅前広場の区域を追加するものである。また、新たに車線数を 2 車線に定めるものである。

変更理由書

3・5・16号 新那加町線

(都) 3・5・16号新那加町線(以下「本路線」という)は、各務原市新那加町を起点とし、同市新那加町を終点とする延長140m、計画幅員12mで那加地区の通勤、通学、買物等日常生活活動を確保する生活基盤の役割を担う道路として昭和62年に都市計画決定している。

本路線の周辺一帯は、各務原市都市計画マスタープランにおいて、文化教育施設・行政施設・公園等が集積する地区であり、これらの既存施設を活用しつつ、商業、医療、福祉等の都市機能の集積を高め、若年世代から高齢者まで様々な世代が集まるにぎわい・交流の拠点の形成を図る西の都市拠点に位置付けられている。また、平成27年に新那加駅周辺地区バリアフリー基本構想を策定し都市再生整備計画に基づき、道路のバリアフリー化や新那加駅の入口からホームまでの経路確保を目的にエレベーターを設置したところである。さらに、令和4年には各務原市立地適正化計画を公表し、各務原市らしい公共交通を軸とした集約型都市構造への転換を目指すこととしている。

これを受け新那加駅南口に路線バス・ふれあいバス・タクシー等の交通機関の円滑な乗り換えを行うため、乗降場や駐輪場の整備を行うことで交通結節点機能が強化され、通勤通学等の駅利用者の利便性向上が期待できることになる。

こうしたことから新那加駅前広場を都市計画道路3・5・16新那加町線に追加するものである。また、新たに車線数を2車線に定めるものである。

路線別変更内容調書

路線名		変更内容
番号	路線名	
3・5・16	新那加町線	・新那加駅前広場の追加

当該路線変更前後対照計画書

変更前

種別	名 称		位 置			区 域	構 造			備 考
	番 号	路線名	起 点	終 点	主な経過地	延 長	構造形式	幅 員	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・5・16	新那加町線	各務原市那加本町	各務原市那加新那加町	各務原市那加本町 及び新那加町	約 140m	地表式	12m	幹線街路と平面交差 1 箇所	
	—									

変更後

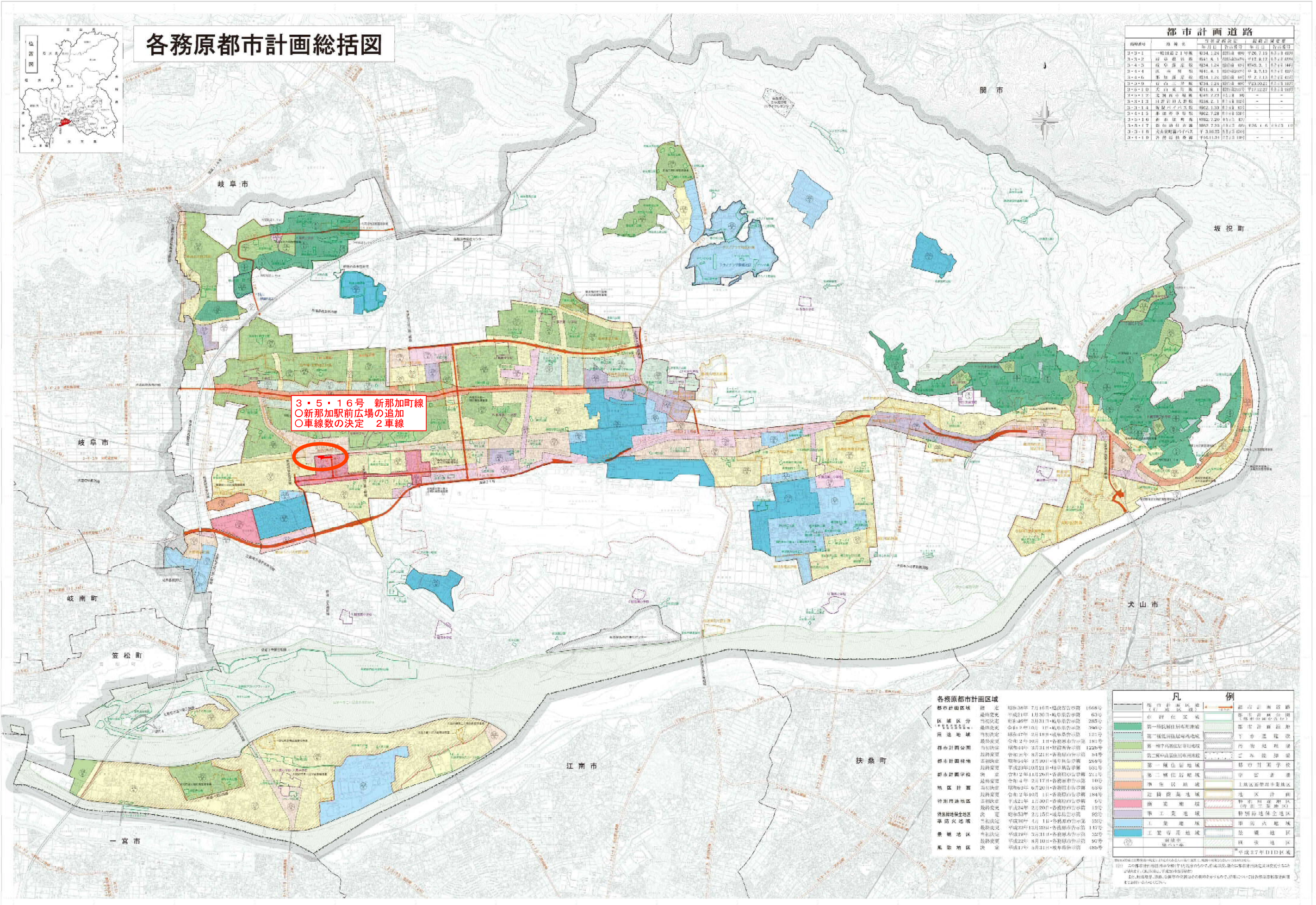
種別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
	番 号	路線名	起 点	終 点	主な経過地	延 長	構造形式	車線の数	幅 員	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・5・16	新那加町線	各務原市那加本町	各務原市那加新那加町	各務原市那加本町 及び新那加町	約 140m	地表式	2 車線	12m	幹線街路と平面交差 1 箇所	
	なお、各務原市新那加町地内に新那加駅前広場を設ける。										面積約 1,160 m ²

全路線前後対照表

各務原都市計画道路（全体分）

	変更前				変更後				決定権者	摘要	
	路線番号	路線名	標準幅員	延長(m)	路線番号	路線名	標準幅員	延長(m)			
1	3・3・1	一般国道 21 号線	22	11,980	3・3・1	一般国道 21 号線	22	11,980	大・知	一般国道 21 号	—
2	3・3・2	岐阜鶉沼線	25	9,120	3・3・2	岐阜鶉沼線	25	9,120	大・知	一部 県道長森各務原線	—
3	3・4・3	岐阜蘇原線	16	5,980	3・4・3	岐阜蘇原線	16	5,980	大・知	一部 県道長森各務原線	—
4	3・4・4	江南関線	16	7,360	3・4・4	江南関線	16	7,360	大・知	主要地方道 江南関線	—
6	3・4・6	那加蘇原線	16	1,620	3・4・6	那加蘇原線	16	1,620	知		—
7	3・5・9	石山三井線	12	1,920	3・5・9	石山三井線	12	1,920	知	一部 県道長森各務原線	—
8	3・5・10	犬山東町線	12	840	3・5・10	犬山東町線	12	840	知	一部 主要地方道 春日井各務原線	—
1 0	3・5・12	北洞西市場線	15	3,010	3・5・12	北洞西市場線	15	3,010	知		—
1 1	3・3・13	日野岩地大野線	25	3,430	3・3・13	日野岩地大野線	25	3,430	市	一部 県道 岐阜那加線	—
1 2	3・3・14	坂祝バイパス線	25	2,540	3・3・14	坂祝バイパス線	25	2,540	大・知		—
1 3	3・4・15	那加停車場線	16	240	3・4・15	那加停車場線	16	240	知		—
1 4	3・5・16	新那加町線	12	140	3・5・16	新那加町線	12	140	市		変更
1 5	3・5・17	新加納住吉線	15	2,100	3・5・17	新加納住吉線	11～15	2,100	市		—
1 6	3・3・18	犬山東町線バイパス	25	1,360	3・3・18	犬山東町線バイパス	25	1,360	大・知		—
1 7	3・4・19	各務原扶桑線	17	3,700	3・4・19	各務原扶桑線	17	3,700	市		—
	合計			58,890	合計			57,560			

各務原都市計画総括図



3・5・16号 新那加町線
○新那加駅前広場の追加
○車線数の決定 2車線

都市計画道路	
路線番号	路線名
3-3-1	一般国道21号線
3-3-2	岐阜県道1号線
3-3-3	岐阜県道2号線
3-3-4	岐阜県道3号線
3-3-5	岐阜県道4号線
3-3-6	岐阜県道5号線
3-3-7	岐阜県道6号線
3-3-8	岐阜県道7号線
3-3-9	岐阜県道8号線
3-3-10	岐阜県道9号線
3-3-11	岐阜県道10号線
3-3-12	岐阜県道11号線
3-3-13	岐阜県道12号線
3-3-14	岐阜県道13号線
3-3-15	岐阜県道14号線
3-3-16	岐阜県道15号線
3-3-17	岐阜県道16号線
3-3-18	岐阜県道17号線
3-3-19	岐阜県道18号線

各務原都市計画区域	
都市計画区域	昭和38年7月16日(建設省告示) 1668号
区域区分	昭和41年1月30日(岐阜県告示) 63号
用途地域	昭和47年3月31日(岐阜県告示) 285号
都市計画公園	昭和47年10月1日(岐阜県告示) 796号
都市計画緑地	昭和47年10月1日(岐阜県告示) 796号
都市計画学校	昭和47年10月1日(岐阜県告示) 796号
地区計画	昭和47年10月1日(岐阜県告示) 796号
特別用途地区	昭和47年10月1日(岐阜県告示) 796号
準防火地域	昭和47年10月1日(岐阜県告示) 796号
準工業地区	昭和47年10月1日(岐阜県告示) 796号
農業地区	昭和47年10月1日(岐阜県告示) 796号

凡例	
都市計画区域	都市計画道路
市街化区域	都市計画公園
第一種住居地域	都市計画緑地
第二種住居地域	都市計画学校
第三種住居地域	都市計画公園
準工業地域	都市計画緑地
工業専用地域	都市計画公園
農業地域	都市計画緑地
準工業地区	都市計画公園
農業地区	都市計画公園
準工業地区	都市計画公園
農業地区	都市計画公園

計 画 図

1 : 2500



都市計画の策定の経緯の概要

各務原都市計画道路の変更 (都) 新那加町線

事項	時期	備考
下協議	令和4年7月21日	
説明会	令和4年11月7日	
都市建築部長事前協議	令和4年11月8日	
計画案の縦覧	令和4年12月上旬 ～令和4年12月下旬	市広報誌 12/1号掲載
市都市計画審議会審議	令和5年1月6日	
県知事協議	令和5年1月10日(予定)	
市決定告示	令和5年2月7日(予定)	

議第 2 号

各務原都市計画公園の変更について（各務原市決定）

令和 5 年 1 月 6 日提出
各務原市都市計画審議会
会長 福島 茂

4各ス第209号
令和 4年11月16日

各務原市都市計画審議会
会長 福島 茂 様

各務原市長 浅野 健司

各務原都市計画公園の変更について（各務原市決定）

各務原都市計画公園を次のように変更したいので、都市計画法第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により諮問します。

各務原都市計画公園の変更(各務原市決定)

都市計画公園中 6・4・1号各務原スポーツ広場公園を6・5・1号各務原スポーツ広場公園に名称を改め、次のように変更する。

種 別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番 号	公 園 名			
運動公園	6・5・1	各務原スポーツ 広場公園	各務原市各務山の前町1、2丁目地内	約11.4ha	テニスコート、弓道 場、駐車場、体育館、 植栽等

「区域は計画図表示のとおり」

理由

当該公園を新総合体育館を含めた形に区域を拡大し平時においてはスポーツ拠点やにぎわい創出拠点として、災害時には災害対応の拠点的役割を担う防災公園として整備を行うため都市計画公園の変更を行う。

変更前後対照表

変 更 前					変 更 後						
種 別	名 称		位 置	面 積	備 考	種 別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番 号	公 園 名					番 号	公 園 名			
運動公園	6・4・1	各務原ス ポーツ広 場公園	各務原市 各務山の 前町1、2 丁目地内	約4.5ha	テニス コート、 弓道場、 駐車場、 植栽等	運動公園	6・5・1	各務原ス ポーツ広 場公園	各務原市 各務山の 前町1、2 丁目地内	約11.4ha	テニス コート、 弓道場、 駐車場、 体育館、 植栽等

各務原都市計画公園 変更理由書

6・5・1 各務原スポーツ広場公園

本市の都市公園は、昭和44年に住吉公園を都市計画決定して以降、市街化の拡大や人口の増大に対応し、市民の休息、遊戯、運動等のレクリエーションのスペースを確保するため、これまで、76公園を都市計画決定し、整備を進めてきたところである。

各務原スポーツ広場公園（「当該公園」）については、本市の地理的中央部に位置しており、令和元年度に約1km離れたところにある弓道場を集約し、運動広場やテニスコートを有したスポーツ目的で利用できる運動公園として都市計画決定し、令和2年度に整備を完了した。

一方、本市の屋内スポーツの拠点である総合体育館については、竣工から39年が経過しており、施設の老朽化や観覧席・駐車場不足、一部競技のコートが正規の規格に適合していない等、施設運営上の課題を抱えている。このような課題に対応し、今後もスポーツによる市民の健康増進や交流を推進するため新たな総合体育館を整備することとした。そこで、令和2年6月に各務原市新総合体育館建設基本構想・基本計画策定委員会を立ち上げ、施設の機能や規模、建設候補地等について検討を行い、令和3年3月に策定した「各務原市新総合体育館整備基本構想」において、『誰もが快適に使用でき、健康づくりを楽しむ、にぎわいと交流、安全安心の拠点』とし、スポーツだけでなく防災拠点としての機能を持たせた安全安心のよりどころとなる拠点として整備する方針を示している。その後、同委員会における更なる調査・審議を踏まえ、令和4年9月に策定した「各務原市新総合体育館整備基本計画」において、スポーツ施設の集約や一体活用の観点等から、既存の各務原スポーツ広場公園に隣接する形で整備することとしている。

また、本市では、各務原市都市計画マスタープランにおける都市づくりの理念の1つに「安全・安心な都市」を掲げ、「大規模災害に

備えた都市づくり」、「誰もが暮らしやすい都市づくり」等を目標とした都市づくりを進めている。さらに「緑の基本計画」においては、都市公園を災害時の避難地として、防火植栽、備蓄庫の設置など、避難地機能の拡充を図ることや、市民の交流拠点やレクリエーション拠点、スポーツ拠点、防災拠点、自然環境保全の拠点となるような総合公園等の整備を推進することとしている。

以上より、新総合体育館を含めた形に当該公園の区域を拡大し平時においてはスポーツ拠点やにぎわい創出拠点として市民の休息・遊戯・スポーツ活動・レクリエーション等の場として、災害時には地域の防災拠点として救援・救護・物資集積等の災害対応の拠点的役割を担う防災公園として整備を行うため、現在都市計画決定されている 6・4・1 各務原スポーツ広場公園を 6・5・1 各務原スポーツ広場公園へ変更するものである。

各務原都市計画総括図



都市計画道路					
路線番号	道路名称	道路種別	延長(メートル)	幅員(メートル)	告示番号
3-3-1	桜田2-1号線	III型計画道路	434.124	12.000	昭56.7.15
3-3-2	坂本3号線	II型計画道路	111.8	15.000	昭57.8.17
3-3-3	坂本4号線	II型計画道路	134.124	12.000	昭59.3.17
3-3-4	川原川1号線	II型計画道路	111.8	15.000	昭62.7.13
3-3-5	坂本5号線	II型計画道路	134.124	12.000	昭62.7.13
3-3-9	石山1号線	II型計画道路	24.124	12.000	昭62.10.21
3-3-10	大田車道線	II型計画道路	41.8	15.000	昭62.12.27
3-3-12	北園市道線	III型計画道路	233.1	12.000	-
3-3-13	11野市道線	III型計画道路	56.2	12.000	-
3-3-14	坂本4号線	II型計画道路	82.130	12.000	-
3-3-15	坂本5号線	II型計画道路	82.130	12.000	-
3-3-17	坂本3号線	II型計画道路	82.130	12.000	-
3-3-18	川原川1号線	II型計画道路	310.25	12.000	-
3-3-19	坂本3号線	II型計画道路	111.8	12.000	-

各務原市都市計画公園
6-5-1 各務原スポーツ広場公園



各務原都市計画区域

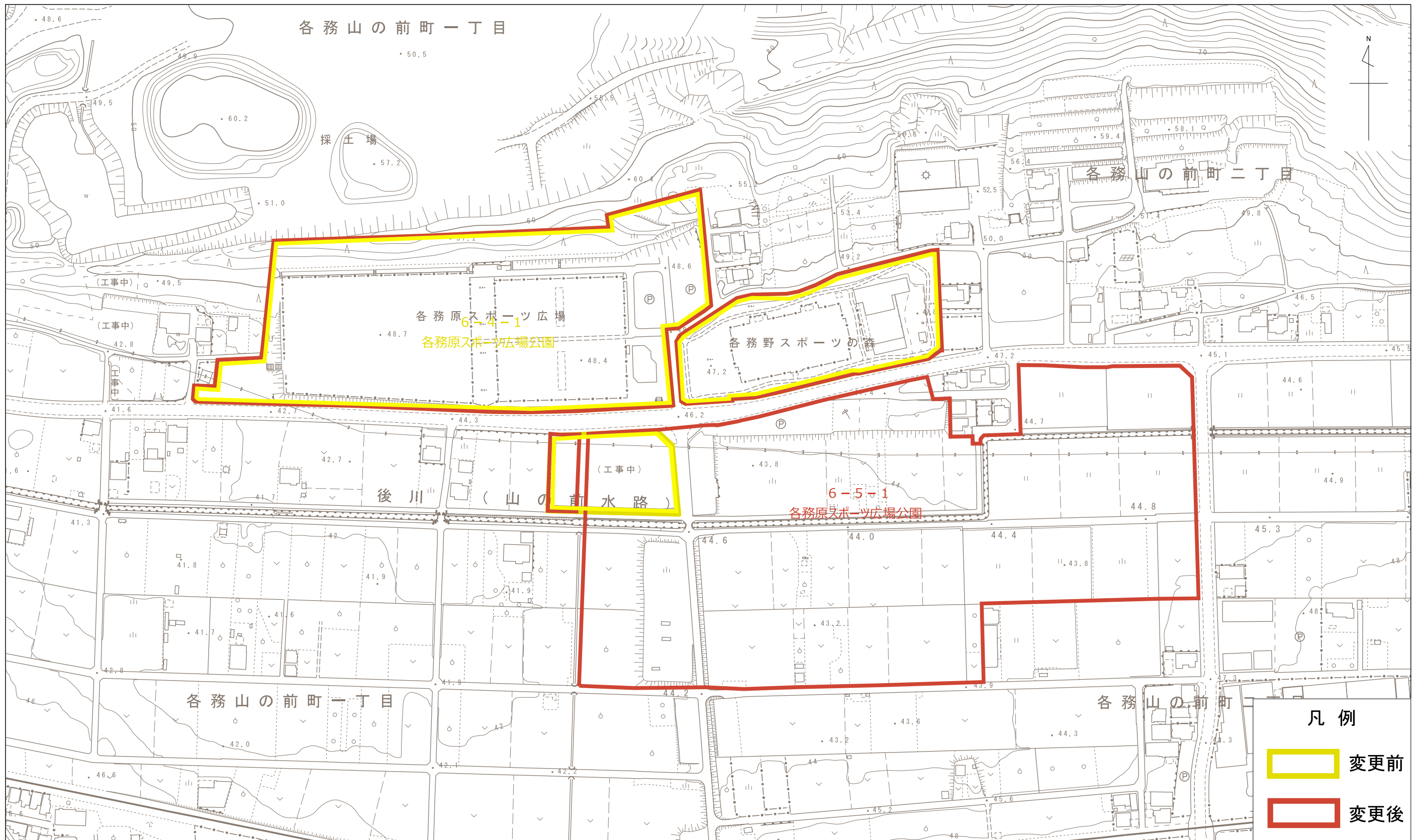
昭和三十八年七月十六日建設省告示第1668号
平成二十一年一月三十日岐阜県告示第63号

都市計画区域	昭和三十八年七月十六日建設省告示第1668号
区域区分	昭和三十八年三月三十一日岐阜県告示第283号
用途地域	令和二年十月十一日岐阜県告示第390号
都市計画公園	昭和三十八年三月三十一日建設省告示第181号
都市計画街路	昭和三十八年八月二十一日建設省告示第54号
都市計画学校	昭和三十八年三月三十日岐阜県告示第268号
地区計画	平成三十二年十月二十一日岐阜県告示第511号
特別用途地区	令和二年十一月二十一日建設省告示第211号
準防火地域	昭和三十八年二月十一日岐阜県告示第19号
第一種住居地域	昭和五十四年十月十一日建設省告示第184号
第二種住居地域	平成三十二年一月三十一日建設省告示第6号
商業地域	昭和三十八年二月二十日建設省告示第12号
工業地域	昭和三十八年五月十五日建設省告示第93号
準工業地域	平成十一年四月一日建設省告示第22号
特別用途地区	平成三十二年十二月二十一日建設省告示第147号
準防火地域	昭和三十八年三月三十一日建設省告示第32号
第一種住居地域	平成三十二年八月十九日建設省告示第97号
第二種住居地域	平成三十二年五月三十一日建設省告示第483号

凡例

都市計画道路	都市計画道路
市町村界	市町村界
第一種住居地域	第二種住居地域
商業地域	工業地域
準工業地域	特別用途地区
公園	公園
河川	河川
池沼	池沼
水路	水路
その他	その他

都市計画公園 計画図



都市計画の策定の経緯の概要

各務原都市計画公園（各務原スポーツ広場公園）の変更

事項	時期	備考
下協議	令和4年3月10日	
地権者説明会 説明会	令和4年3月10日 令和4年3月11日、25日	
下協議	令和4年10月26日	
説明会	令和4年11月7日	
都市建築部長事前協議	令和4年11月8日	
計画案の縦覧 （都市計画法）	令和4年12月上旬 ～下旬 （2週間）	広報誌掲載
市都市計画審議会審議	令和5年1月6日	
知事協議	令和5年1月10日（予定）	
決定告示	令和5年2月7日（予定）	

各務原市都市計画審議会

事務局 〒504-8555 各務原市那加桜町1丁目69番地

各務原市 都市建設部 都市計画課

電話 058-383-1111

FAX 058-383-6365